

# 第 8 4 回札幌市緑の審議会

## 会 議 録

日 時：2019年6月10日（月）午後1時30分開会  
会 場：ホテルモントレエーデルホフ札幌 12階 ルセルナホール

## 1. 開 会

**○事務局（仁宮みどりの推進課長）** 本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第84回札幌市緑の審議会を開催いたします。

初めに、事務局から報告事項がございます。

本日は、小篠委員、山本委員から欠席される旨のご連絡をいただいております。

委員16名中、14名の方にご出席をいただいております。定足数である過半数に達しておりますので、札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則第67条第3項の規定によりまして、この会議が有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、建設局長の小林よりご挨拶を申し上げます。

**○小林建設局長** 札幌市建設局長の小林でございます。

緑の審議会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、愛甲会長を初め、各委員の皆様にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより本市の公園緑化行政に多大なるご理解とご協力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、この緑の審議会につきましては、札幌市の条例におきまして、みどりの重要事項を調査、審議する機関として定められているものでございます。今回が第84回ということで、これまで、本当に長きにわたりまして、さまざまな重要事項をご審議いただき、札幌市におきますみどりの保全、創出について、本当に貴重なご意見、ご提案、ご助言などをいただいております。札幌市政に反映をさせていただいてきたところでございます。

本日の審議会につきましては、1年半前に諮問させていただきましたが、今後、これから10年間の札幌市のみどりの基本方針となります第4次札幌市みどりの基本計画について、また、風致地区の種別変更についてご審議をいただく予定となっております。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、現在の委員の皆様が今月末までとなっております。今期をもってご退任されます小泉副会長、三上委員、また、本日はご欠席でございますが、小篠委員におかれましては、3期6年にわたり、大変貴重なご意見を頂戴し、多大なるご尽力をいただいたことに本当に心から深く感謝を申し上げたいと思っております。

また、次の任期も継続していただける各委員の皆様におかれましては、引き続き、本市の緑化行政に対し、貴重な、忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。引き続き、次の任期につきましてもどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

私ごとで大変恐縮ではございますが、他の業務が重なっております。このご挨拶の後、退席しますことをどうぞご了承いただきたいと思います。

本日ご審議いただく2件はどちらも重要な議題となっておりますので、どうぞよろしく

お願いを申し上げます。

どうもありがとうございました。

[小林建設局長は退席する]

**○事務局（仁宮みどりの推進課長）** 続きまして、配付資料のご確認をいたします。

まず、本日の審議会の次第、座席表、審議会委員の名簿です。次に、少し厚目の資料ですが、議事1資料1の第4次札幌市みどりの基本計画策定について、議事1資料2の第4次札幌市みどりの基本計画（答申案）、議事1資料3の第5回基本計画部会でのご意見、議事2資料1の東月寒向ヶ丘風致地区の種別変更について、議事2資料2の天神山風致地区の種別変更について、議事2資料3の風致地区の種別変更についてのパワーポイント資料です。

また、本日の配付資料とは別のものになりますが、先日、4月20日のグリーンフォーラムで使用しました、中に種が入っておりますクリアファイルをお配りさせていただきました。お荷物になるので、恐縮ではございますが、そちらもお持ち帰りいただければと思います。

ご確認いただき、資料に不足がありましたら、お知らせいただければと思います。

なお、みどりの基本計画の中間答申の冊子も机上にあろうかと思いますが、こちらは委員の皆様方に既にお送りしたものと同一ものです。本日のご審議のご参照のために、一部、貸し出し用ということでお配りさせていただいております。

それでは、愛甲会長、進行のほどをよろしく願いいたします。

## 2. 議 事

**○愛甲会長** 皆様、こんにちは。本日もよろしく願いいたします。

それでは、早速、議事（1）の第4次札幌市みどりの基本計画の策定についてに入ります。事務局から資料の説明をお願いいたします。

**○事務局（仁宮みどりの推進課長）** それでは、議事（1）の第4次札幌市みどりの基本計画の策定についてご説明をさせていただきます。

本日は、主に資料1を用います。資料2は資料1を反映した答申案になっておりますので、説明は割愛させていただきます。また、資料3は、先週行いました第5回基本計画部会でのご意見をまとめたものです。1週間ほどと期間が短く、資料1や資料2に反映することが難しかったものですから、いただいた主な意見をこのようにまとめております。後ほどこちらもお紹介させていただきます。

それでは、議事1資料1の1ページの上段のスケジュールをご覧ください。

昨年度末に中間答申をいただきまして、4月20日に市民グリーンフォーラムを開催し、市民意見の収集を行いました。概要については後ほどご説明いたします。また、令和元年

度になりまして、先週の6月3日に第5回基本計画部会を行いまして、本日は第84回審議会となっております。

本日は、答申案といたしまして、目標、指標についてと、前回まで具体的取り組みと称していましたものを推進プログラムと名づけ、今回ご提案いたしますので、ご議論いただければと思います。

また、中間答申をいただきましてから、事務局で検討した修正点や追加点が何点かございますので、そちらもご確認をいただければと思っております。

その後、札幌市役所の庁内の合意形成を図りまして、10月ごろに審議会に答申案をご確認いただき、条例に基づく市民意見収集、いわゆるパブリックコメントを行い、答申を完成させる予定でございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

市民グリーンフォーラムの開催結果をご報告いたします。

4月20日に地下歩行空間で開催し、中間答申のパネル展示と、座って一人一人からご意見を聞き取るグリーンカフェ、そして、愛甲会長と小篠委員にもご参加いただきましたトークセッションの三つのプログラムを行っております。

来場者数につきましては、上段に記載がありますとおり、パネル閲覧が130名、グリーンカフェ参加者が110名、トークセッション参加者は、着席が60名、立ちどまりが130名、合わせて190名、アンケートの回答者数が117名となっております。

資料の右側をご覧ください。

取り組んでほしいことについて、重視すべき視点ごとに主な意見をまとめております。

意見が一番多かったのは、視点2の都市の魅力の向上でございまして、まちなかのみどりを増加してほしい、市民や企業との連携による維持管理をしてほしいなどのご意見がありました。

次に、中間答申の基本理念や将来像についてもご意見を伺いましたが、どちらもおおむね同意が得られたところでございます。SDGsに取り組んでいてよいのではないかと、誰もが明るく過ごせるまちを目指してほしいとのご意見もいただいております。

おめくりいただきまして、3ページはトークセッションの内容となっております。

トークセッションでは、冒頭で私から中間答申の概要について市民の皆様にご紹介をいたしました。また、小篠委員からは、以前の札幌駅前通には、1・2階部分に連続性があり、統一感があったことや、ポートランドやニューヨークの事例についてご紹介をいただきました。さらに、都市緑化機構の菊池様からは、企業のやる気を引き起こす都市のみどりの表彰制度やシージェスというみどりの認定制度についてご紹介をいただきました。そして、NTT都市開発の駒井様からは、会社で手がけられた品川シーズンテラスや大手町ファーストスクエアの事例をご紹介いただきました。それから、札幌駅前通まちづくり株式会社の内川様からは、北3条広場など、駅前通を中心に企業と連携して活用している事例を紹介いただきました。その後、愛甲会長を交え、ディスカッションを行っていただき

ました。

右下に内容をまとめておりますが、民間の緑化事業に対して利益になるような仕組みづくりが重要ではないか、あるいは、建物のみどりは、付加価値ではなく、みどりそのものに価値があるのではないか、また、中通りなども含め、誰もが使えるみどりが有機的につながることで魅力的なまちに生まれ変わるなどのご意見をいただいております。

続きまして、4ページをご覧ください。

こちらは、前回の審議会のご意見の振り返りと対応についてです。

前回の審議会では、基本理念の「つくる」と「育む」の内容が似通っている、「守る」は広い意味で使うことができるなどのご意見をいただきましたので、「知り・つくり・育み・活かし」から「知り・守り・つくり・活かし」へ修正し、あわせて右側の活動の記載も修正しております。こちらは、愛甲会長にご確認いただき、最終的な中間答申では既に修正しているところでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

こちらは、みどりの将来像図になります。

前回お示ししたものに彩色等をいたしております。「都市」のイメージについては、屋上緑化などが多く、緑化されている箇所が多過ぎて都市に見えないなどのご意見をいただきましたので、修正を加えております。

また、次の6ページは、「ひと」のイメージについてで、活動を表現する工夫やシーンを描いてもいいのではないかとのご意見をいただきましたので、森林や公園などでのシーンごとの活動を表現するように修正しております。

続きまして、7ページをご覧ください。

こちらは、みどりの将来像図の全体図です。

前回は、下図が詳細過ぎる、エリア間に空間があったり重なったりしているのは意味があるのかとのご意見をいただきましたので、下図のトーンをそろえ、エリアの表現も修正いたしました。

続きまして、8ページをご覧ください。

前回の審議会では、体系図について、前半部分も含めた計画全体の構成を示す体系図があった方がわかりやすいのではないかとのご意見をいただきまして、左側にありますみどりの機能、重視すべき視点も含めた体系図に修正をしております。

このように記載するにあわせ、重視すべき視点の順番を「自然」「都市」「ひと」という左側の三つの分野とより関係の深い並び順になるように変えております。具体的に申し上げますと、「人と自然の共生」は、以前は3番目にございましたが、一番上に持ってきております。また、右側の施策の方向性ですが、方向性の5と6の順番と方向性の8、9、10の順番を、内容の精査をしまして、並び変えております。

続きまして、9ページをご覧ください。

本日の議題の目標、指標についてです。

これまでも、項目についてご議論いただき、中間答申にも掲載済みですが、本日は目標値や調査方法などについてご説明いたします。また、数箇所の修正や新たな提案をしている部分もありますので、ご議論をいただければと思います。

まず、「自然」についてですが、こちらは中間答申と変わってございません。目標としては、森林、草地などの自然環境を適切に維持・保全していきまして、評価指標として、みどりの量を掲げ、令和11年には現況値以上を目標としております。

なお、こちらの現況値は、今年度に緑被状況調査を行い、令和元年の数値に修正し、使用する予定でございます。

次に、その下ですが、間伐などの手入れをした都市環境林の面積についてです。平成25年から年間約15haずつ間伐を行ってきておりまして、令和11年には200haを超えると想定した面積でございます。

調査項目については中間答申と変更はありませんが、調査方法を右側に記載してございます。

続きまして、10ページをご覧ください。

こちらは、「都市」についてです。評価指標の一つ目は、中間答申では、都心がみどり豊かであると感じている市民の割合としていましたが、現況値が73.7%と高くなっていることのほか、第3次みどりの基本計画でも目標としていた項目でして、大通公園などの特定のみどりのイメージが想起されるような設問となっておりますので、数字がどうしても高目に出がちだったのかなと思われまふ。そういったことで、第4次のみどりの基本計画の策定のために昨年度に実施した市民アンケートの設問である公共施設・民間施設の緑化についてをより詳細な設問にし、今回提案をさせていただきます。

現在は、それぞれ、38%、32%と低い数値となっておりますが、これらを今後10年の取り組みによって7%から8%ほど上げていきたいと考え、設定しております。

次に、左下のところですが、公園のバリアフリー化率についてです。中間答申では、駐車場とトイレのバリアフリー化率を国土交通省の基準まで整備しようという評価指標でしたが、これからのインバウンド誘致を推進するため、特に観光客が多く訪れる主要公園のトイレについては75%のバリアフリー化率を目指そうと考え、修正をしております。

調査項目については、11ページをご覧いただきたいと思ひます。

今回の改定で新たな施策に加わりましたPark-PFIなどの民間活力の導入実績を調査項目として掲げております。また、今までも審議会でご議論いただきました緑視率調査についても取り組んでいきたいと思ひております。

札幌市では、平成16年、18年、23年に緑視率調査を実施しております。今年度は直近の平成23年に調査を行った39カ所を基本に調査を行い、緑被率の変化を把握する予定でおります。また、過去3回行った緑視率調査の概要が資料1の13ページ目にございますので、適宜、ご参照いただければと思ひます。

さらに、11ページの右下に新たな調査項目を追加しております。平成30年の公園の再整

備後に満足度調査をしております。公園等は量的に充足してきたことから、今後は住民の満足度調査などにより質の評価もしていきたいと考えております。

続きまして、12ページをご覧ください。

こちらは、「ひと」の評価指標です。

中間答申では、みどりづくりなどに参加した市民の割合について、現況値を61.2%としていましたが、みどりづくりの中身を精査しまして、募金や寄附を項目から除いた数値を現況値とし、56.1%としております。

調査項目については、右側中ほどのボランティア登録数の調査を追加しております。

続きまして、14ページをご覧ください。

ここからは、中間答申からの修正点、追加点になります。

中間答申の後に事務局で精査をさせていただき、新たに追加したほうがよい項目や、中間答申までには十分に議論が進展せず、掲載を見送った箇所など、その後、精査をいたしましたので、事務局案として提案させていただきます。

まずは、緑化重点地区についてです。

中間答申では、平成16年に策定した区域を踏襲することとしておりましたが、これまでの間に重点地区内の公園整備などが充実してきたこと、札幌のまちづくりの方向性がまちづくり戦略ビジョンや都市計画マスタープランで示され、コンパクトなまちづくりが進められていることから、みどりの分野でも、上位計画に合わせ、みどりづくりを重点的に行うエリアを見直し、右側のエリアに変更することを提案させていただきます。

この範囲は、都市計画マスタープランの都心や地域交流拠点、複合型高度利用市街地と同じ範囲となっております。これは、緑化重点地区を考える上での重要な観点である右下にあります三つの観点とも合致していると考えて設定しております。

続きまして、15ページをご覧ください。

こちらは、都心のみどりづくり方針についてです。

第4回基本計画部会、第83回審議会でも検討状況についてご説明いたしましたが、議論が十分ではなかったため、中間答申には掲載をしないでございました。4月に行いました市民フォーラムの中でもテーマとしてご議論いただきましたので、それらを参考に、15ページで考え方を整理し、16ページで答申への記載案を載せております。

15ページの左側の上から二つ目の四角で課題を整理しておりますが、課題として、公共施設の緑化が十分ではないこと、これからの新幹線延伸に伴う駅の開発など、民間開発で魅力的なみどりの空間創出が必要なこと、都心部で人口が増加しているにもかかわらず、公園が不足していることが挙げられます。

次に、フォーラムでの議論ですが、民間ベースの取り組みになっていないのではないかと、三つ目の黒丸のビジネス競争力の向上、集客力の発揮、企業や組織の評判の向上、労働意欲、学習意欲、創造力への刺激、特徴ある施設づくり、ランニングコストの節約、暮らしやすさ、居心地のよさが生まれる、の7点のどれかに着目して取り組むとよいとのご

意見や、その下にもありますとおり、誰でも何かをできるみどりの空間が有機的につながるとよいといったご意見をいただきました。

また、庁内でも議論を行い、都心のみどりづくりの考え方として、右側の図にまとめてございます。緑の五つの丸に取り組むことで都心のみどりの質の向上を目指すこととして、考え方を整理しております。

続きまして、16ページをご覧ください。

方向性6の主な施策として、都心のみどりづくり方針を修正しております。この中で、今後、都心のみどりづくり方針を策定する旨を記載し、その考え方として、大通公園などの重要なみどりを保全すること、建物などの緑化の義務づけ、助成制度、表彰制度など、イメージ図にあります拠点や軸ごとに取り入れる視点を記載しております。また、公共施設の緑化では、公共施設がまちづくりをリードする緑化空間を押し出していくこととしました。

詳細については、第4次みどりの基本計画策定後に引き続いて検討していきますが、方向性を緑の基本計画に記載し、企業、市民、行政が取り組んでいくことが大切だと考えております。

続きまして、17ページをご覧ください。

中間答申では、新規整備推進地域についても札幌市庁内での議論がもう少し必要だということで、掲載は一旦削除をしていたところです。このたび再度掲載することとし、さらに、今までの新規整備推進地域に加え、狭小公園活用地域についても記載しております。

この二つの地域は、第19次緑の審議会で答申をいただきました公園整備方針にあります地域で、新規公園や既存の狭小公園の拡張を進める地域として位置づけをしております。また、資料の右側の方向性9の再整備に関してですが、こちらにも設置数の多い街区公園のトイレについては更新時に廃止を前提に検討することを追加しております。

この街区公園のトイレの廃止の考え方につきましても、第19次の緑の審議会で答申をいただいた公園整備方針での内容となっております。また、その際に使用した資料、図もあわせて掲載させてもらっています。

最後になりますが、18ページをご覧ください。

具体的な施策として、第7章に推進プログラムという名称で今回追加した箇所になります。

第4次札幌のみどりの基本計画の実現のため、優先的に取り組む施策について、取り組み手法や手順を示すことで施策を具体化し、推進する実行計画ということで、各施策を実現するためのロードマップとしての役割を果たすものです。

この資料では、最初の1ページ目をご紹介しますが、議事1資料2の答申案の96ページからは、方向性ごとに推進プログラムを記載しておりますので、適宜、ご参照いただければと思います。

右側ですが、第4次みどりの基本計画では、目標と評価指標、調査項目を設定しており



まして、これらを使ってどのように評価し、計画の進行管理を行うかについて説明を追加しております。目標、指標と対となるものですので、こちらをあわせてご確認いただければと思います。

以上が資料1のご説明となります。

続きまして、資料3の第5回基本計画部会でのご意見についてです。

第5回基本計画部会では、主に記載方法についてのご意見を多くいただいたところであり、例えば、目標、指標については、調査方法や現況値を本編に記載するようにとのご意見をいただくなど、説明不足な点や市民にとってわかりやすくなるような点についてご指摘をいただいております。

資料3の左側に部会でのご意見をまとめております。それに対して、右側でご意見に対する対応を記載しております。時間の都合がありますので、全てはご紹介いたしません、適宜、ご参照いただければと思います。

特に、事務局で検討したものについて、三つほどご紹介をさせていただきます。

まず、1点目ですが、1ページ中ほどの緑視率についてです。

部会では、調査について札幌市独自の方法でまとめてほしい、どのような樹種やどのような緑化手法が効果的かデータ化し、今後の緑化の条件設定や指導につなげていくべきとのご意見をいただきました。

対応としましては、今年度実施予定の緑視率調査では、樹種や手法と緑視率の関係性について調査を行いますとしております。

また、いただいたご意見は札幌らしさにつながるものと考えまして、まだまだ検討途中ではありますが、今後策定する都心のみどりづくり方針などに反映し、打ち出していけるかを検討していこうと考えております。

続きまして、2ページをご覧ください。

本日、新たにお出しする資料として、二つの図がございます。緑化重点地区について新たな範囲の指定についてご提案させていただきましたが、部会でいただいたご意見をもとに、都心部とそのほかの範囲を分け、緑化重点地区1（都心）と緑化重点地区2（その他）の地域に分けて再度提案をさせていただきますので、ご意見をいただければと思います。

また、範囲を縮小して大丈夫なのかのご意見もいただいております。左側の図にありますとおり、面積的には、現行の指定面積が1万5,400ヘクタールで、変更案は、5,833ヘクタールになっており、その差が9,500ヘクタールです。面積は小さくなりますが、限られた経営資源の中で積極的かつ重点的に都市緑化を行う場所として、より集中した範囲になることは時代の要請にも合致することと考えてございます。

左下の参考の緑化重点地区と緑被率をご覧くださいますと、現行の指定範囲では緑被率が20%以上の地域もあり、みどりの多い地域も含まれているということですが、変更案の箇所は総じて緑化率が15%未満の地域であることがわかります。

変更案の地域だけで緑被率を算出しますと、一番下の図ですが、9%で、その周辺の地

域は20%ということで、変更案の緑化重点地区は、重点的に緑化が必要な地域と言えるかと考えております。

このようなことも踏まえまして、今回、緑化重点地区の範囲の変更を提案させていただきましたので、ご意見をいただきたいと思っております。

続きまして、4ページをご覧ください。

第5回基本計画部会では、進行管理について、市民、活動団体、事業者、大学など、進行管理の中で具体的にどのような役割を担うのか、また、必要に応じて見直しを行うなど、順応的な対応も必要とのご意見をいただき、行政の役割と市民、活動団体などの役割を明記いたしましたので、こちらにもご意見をいただければと思っております。

みどりの基本計画についての説明は以上になります。

**○愛甲会長** 資料が非常に多くなっておりませんが、ただいま、前回の審議会でご指摘いただいた点、目標、指標について、中間答申から変更した点について説明をしていただきました。また、先週に部会を行いました、そのときに出たご意見への対応は別の資料として資料3にまとめてあります。

それでは、前回の審議会の意見への対応、そして、目標、指標、最後に、中間答申からの変更点という三つに分けてご意見を伺っていこうと思っておりますが、多少関連がありますので、前後してご意見をいただいても構いません。

まず、資料1の4ページから8ページまでの範囲の前回の審議会でご議論していただいた点について、修正したところなども含め、どなたからでも結構ですので、ご意見をお願いいたします。

4ページの基本理念は、「知り・守り・つくり・活かし」というところについて少し整理をしていただき、右側の活動のところの文章も修正をしていただいています。また、5ページと6ページの将来像図は、今回、色もつけていただき、大分はっきりとイメージできるようにりましたが、「ひと」のところは、場面ごとに、空間ごとに、活動や過ごし方などがわかるようなより具体的な図に変えていただいています。それから、7ページの全体図については、重なりがあったりしていたところをそろえていただきましたし、みどりの構造のところは、奥山のみどり、平地のみどり、それから、住宅地など、線を引いていただき、整理をしていただいております。さらには、8ページでは、重視すべき視点の順番を入れかえ、施策の方向性まで一覧で見られるようにしていただいておりますが、この部分についてはよろしいですか。

**○異委員** 6ページのひとのイメージ図の公園のところについてです。

ボランティアリーダーのコーディネートによりとか交流が行われているという説明があるのですが、イメージが湧かないので、具体的にどんなことを想定して書かれている図なのかを説明していただけますでしょうか。

**○事務局（仁宮みどりの推進課長）** 左下の公園の図についてです。

確かに、具体的にどういうことをしているのかがわかりづらい部分があるかと思っております。

が、公園では、当然、樹木のことや動物のことなどいろいろな学べる場となろうかと考えております。こちらの絵では、ボランティアリーダーの方がお子様方などに植物なり昆虫なりの自然についていろいろ教えているようなイメージです。

**○事務局（中西みどりの管理担当部長）** 公園は、地域の方々のコミュニティー醸成の場となります。大きな公園については、管理事務所などを設けておりますが、そこに市民の皆様との交流の場を設けて、そこでコミュニティーが活性化されるほか、これから公園を活用してしていくに当たってもボランティアの方々の活躍というのが大きくなっていくということを想定しているものですから、そういったボランティアの方々の情報交流などをあわせて行っていきたいと考えております。

**○愛甲会長** 資料2の分厚い答申案の内容でいくと、85ページの方向性10の公園の適正な管理と活用の推進の公園の今後の管理運営や民間のパートナーと連携するということ、また、92ページ、93ページの方向性14のところにある協働によるみどりづくりの仕組みの充実を実現し、公園がこういうイメージになるといいなという将来像図だということでした。

ただ、異委員が言われているのは、例えば、ボランティアリーダーやコーディネートによるボランティア活動と言っても、ぼんやりとしていて、何をしているのかの具体的な活動がわからないということですね。

**○異委員** 図を見ると、子どもがいて、高齢者がいて、椅子に座っていたり、遊んでいたりのかなと思えますが、では、この場面は一体どういうふうに行われているのかが不思議だったのです。

例えば、テラスに椅子がぼつんぼつんと二つ置かれていて、高齢の方が座っていますけれども、では、この方たちは何をしているのかです。

ほかの図は具体的に視覚に訴えていると思うのです。コンテナを皆さんで育てていたり、農業をされていたり、間伐をされていたりします。でも、公園についてはわらわらと人がいるだけなのです。

公園をつくれれば勝手に交流が行われるよという感じに捉えた絵なのか、せっかく図にしてあるので、人が見てもうちょっとイメージしている活動なりがわかりやすいようにしてもらいたいなと思いました。

**○事務局（仁宮みどりの推進課長）** 本書をご覧いただくとつながりがわかろうかと思いますが、議事資料1資料2の55ページにみどりの将来像を言葉で記載させていただいております。その一番下のところが「ひと」についてあり、多くの人がみどりに触れ合い、幸福感のある日常生活を送っていますとあって、具体には、6番のところ、公園や自然歩道などの多様なみどりを介してさまざまな世代が自然を学び、自然に触れ合い、交流していますとあります。あるいは、7番のところ、公園などでのみどりと触れ合う活動を通じて、人と人がつながり、互いに支え合える優しい地域コミュニティーを育てていますとあります。

このような言葉で書いてありますことを、森林なり公園なり、あるいは、身近なみどりや都心という場面でそれぞれどのような活動が行われているのが将来像として理想的な姿なのかをこのような絵で表現をさせていただきました。

吹き出しとといいますか、言葉で補わせていただき、我々としては工夫しているつもりですが、わかりやすくしたほうがいいというご意見から、もう少し検討したいと思います。

**○愛甲会長** ここは検討してください。

ほかにかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

**○愛甲会長** では、とりあえず次に進ませていただきます。

資料1に戻りまして、9ページからの目標、指標の設定、それから、調査方法と具体的な数値、そして、指標以外の調査項目について説明がありましたが、この部分についてご意見を伺いたいと思います。

**○豊島委員** 10ページに公園のバリアフリー化実施状況調査と出てきます。すごく後ろなので、今の議題ではないと言われるかもしれませんが、発言させていただきます。

17ページの公園施設の適正化のところ、トイレは更新時に廃止を前提に検討していきますとありますが、先ほどのご説明だと、第19次審議会で審議した内容ということでした。ただ、公園のトイレはすごく重要だと思っています。今、息子が4歳なのですが、公園に行って1時間、2時間遊ぶと、必ずトイレを使うのです。しかし、街区公園でしたら家に帰ることができないのです。

私は、今、厚別に住んでいるのですが、厚別の自宅から行ける公園は、大体、昭和に建てられた標準設計みたいなトイレしか見たことがありません。外からも見えるし、中に入っていないから怖くはないので、安心なのですけれども、汚いし、和式なのです。

幼稚園の先生に、公園に行ったときに公園でトイレ使いましたよという報告を受けますと、えっ、あの汚いトイレを使えたのだとびっくりしていたのです。土・日に私が連れていっても、嫌だけれども使わざるを得ないという感じです。

利用状況調査の結果を見ますと、利用の少ないトイレは廃止の意向となっていますが、なぜ利用が少ないのかということです。汚いから、和式だから、また、大人は近くのコンビニに行けるということがあると思うのですが、高齢者や子どもは違います。公園でゆっくりしていたとき、トイレに行きたいと思っても、家に帰るのが難しいと思うのです。

これは1週間ぐらい利用を見ていたという調査結果ですが、例えば、うちの町内会の盆踊りやお祭りのときなど、そのときはみんなが集って、ビールを飲むから大人もトイレに行くという状況が生まれるときもあるのですが、そういう季節的な利用も考えていただいているのでしょうか。

また、近隣の幼稚園や保育園は、近くの公園を順繰り回って1週間を過ごすのですが、そうした近くの幼稚園なり保育園にこの公園のトイレを使ってどうですかと聞いているのでしょうか。きれいにしてもらったらもっと使えますと言うのかなと思います。

さらに、お花見のシーズンですが、うちの近くの公園に、車椅子の方も含め、高齢者の施設の方が車でいらっしゃって、そこで花見をして、写真を撮って帰るのですね。

このように、子どもたちや高齢者のいる施設の人たちから声を聞いて、こういうことを検討されたのかどうか、利用の多い少ないだけで考えないですよというようなことを検討項目の中に入れてほしいと思います。

私は、帯広に行くことが結構あるのですが、街区公園では、そんなに大きくなくてもきれいなトイレが整備されているのです。男女別で、多目的もあって、なぜかはわからないのですが、休憩スペースもあるのです。それが一つの建物になっていて、それが大きな公園にも比較的小さい公園にもあるのです。帯広は子どもが多いのか、それとも、そういうきれいな公園だから子どもが集まるのか、すごく利用が多いのです。こういうところだったら子育てにいいのだろうなと思えるような感じですし、お弁当も持ってきて、お昼どきになったらみんなで食べていたりして、子どもの交流も親の交流もできるのです。

政令指定都市の中で最も多い900棟を有しているということは、そのころ、何かを目指して、公園にはトイレがあったほうがいいという他市町村にはないような目標があつてつくったのかなと思うのです。なぜ設置したのか、そういうようなことも顧みてほしいなと思います。

整備するときは、建設費もそうですが、上下水道を敷地内に引き込むときにお金がかかるので、そういう初期投資も大切にしてほしいなというところがあります。

女性の建築の方で、小林純子さんという方がいらっしゃって、JRタワーのトイレなど、全国でトイレをすごくきれいにされておりますが、トイレイコール汚いというイメージを変えると、利用されるでしょうし、子育て支援にもなるのではないかなと思いました。

先ほど、この絵のお話になっていましたが、これを見ますと、赤ちゃんもいないし、ベビーカーの人もいないし、車椅子の人もいないのです。私はずっと札幌に住んでいるのですが、イメージが湧きにくいです。

これは、札幌市がお子さんのいる家庭に配付したか、安く売ったかはわかりませんが、お子さんたちの意見を聞いてつくった「おぼけのマ〜ル」というものがあるのですが、この最初に札幌のまちはすばらしいと出てくるのです。まちの設計図が出てきて、赤ちゃんのための小道があつたり、きれいな公衆トイレがあつたり、こういうまちになったら本当にいいよねという温かいお家など、子どもたちと一緒に書いた絵があるのですが、そういうわくわくするような、幸福感のある生活というか、これはすごく幸福感があるよねというようなイメージを持るといいのかなと思いました。

すごく長くなったのですが、公園のトイレについて、汚くてもう使われないから廃止するのではないということも検討してほしいなという意見でした。

**○事務局（仁宮みどりの推進課長）** ご意見をありがとうございました。

まず、街区公園のトイレは、今回、特出しをさせていただいております。17ページにもいろいろと記載させていただいておりますが、まず、街区公園のトイレの状況について少

し補足させていただきたいと思います。

街区公園は、ご承知のとおり、札幌市内に2,400カ所ありまして、そのうち、トイレはおおよそ500カ所ほどに設置されております。

さらに、17ページにも記載がございますが、今建っているものをすぐ壊すという考えではなく、老朽化して使えなくなったときに更新するかしないかの判断をどうするかということです。

公園のトイレを更新するに当たり、おおよそ1,500万から2,000万円ぐらいかかります。街区公園の全面整備をすると、こちらに標準例として、2,500haの街区公園として、その整備費の3分の1ぐらいがトイレの更新費になってしまうということで、トイレの更新費が非常に高いということが一つありますし、維持管理の費用が年間で30万円から40万円ほどかかるということもあります。

街区公園というのは、誘致圏が半径250メートルを標準とし、バランスよく設置をしているものです。250mですので、大人であれば2、3分、お子さんでも5分以内ぐらいで通えるような距離に配置をされています。

もちろん、街区公園の中に遊水路があり、そこでお子様が長時間遊ぶことが想定されるようなところについては、17ページの右下のデータにもありますとおり、トイレを使う頻度も高くなることがあります。こうした利用頻度の高いトイレについては、しっかり実態を見た上で、地域の方とも話し合いをしながら残していかなければいけないのかなと思っております。

一方で、街区公園内のトイレは公衆トイレの考え方から増やしてきたということもあろうかと思いますが、誘致圏250メートルにもかかわらず、500棟近くを建ててきた時代がございます。しかし、今後、20年や30年がたち、人口も徐々に減少化していくという局面が当然予想されます。そういった中、先ほど言ったとおり、非常に多大な費用がかかるトイレをすべからず更新していくことが限られた財源の中でやり切れるのかということが現実的にはあります。

そこで、利用が明らかに少ないようなトイレ、あるいは、必要性が少なそうな街区公園のトイレにつきましては、地域の方のご理解をいただきながら、更新しないということでやっていければと考えております。

また、もう一つありましたトイレが汚いということについてです。

古いトイレ、特に昭和時代に建てられたようなトイレは街区公園にはたくさんございます。当時、バリアフリー化という考え方が十分にありませんでしたので、バリアフリー化もされておられません。清掃はきちりしているのですが、やはり、どうしても古く汚らしく見えてしまっているのかなと思います。ただ、これらについても、更新ということになれば、しっかりとバリアフリー化された今の時代に合った新しい設備にしたいと考え、進めているところであります。

そして、街区公園ではいろいろな地域のお祭りで使われることもあろうかと思っております。

ただ、お祭りというのは、その1日だけしか使わない場合も地域によってはあり見られます。そのため、1日だけのためにここまでの費用をかけてやるのか、1日だけであれば、例えば、レンタルのトイレを借りたほうがコスト的には安いのではないかということも考えられます。

限られた財源ですので、我々としても、必要などころには残し、きれいなものを導入しつつ、優先順位が低そうなところは削っていかざるを得ないという考えで、第19次の審議会においてご説明し、ご議論をいただき、一旦のご理解をいただいたところだと理解しております。

**○豊島委員** 利用の多いトイレという言い方もあれなのかもしれないかなと思います。必要性の少ないトイレは廃止を前提だったらわかるのですが、利用の多い少ないで考えてもらいたくないという意図を酌み取っていただければかなと思います。

財源が限られているのはわかるのですが、負のスパイラルというか、これが悪いからなくし、子育て支援もできなくなってしまう、いいときは好循環しますが、悪くなるとどんどん悪くなっていくみたいなふうにならないければいいなということで、言い方もあるのかなということです。

**○事務局（仁宮みどりの推進課長）** おっしゃるとおりの部分があるかなと思いますので、表現等についてはもう少し検討させていただきたいと思います。

**○愛甲会長** お願いいたします。

この目標、指標のところについてはほかにいかがでしょうか。

**○今井委員** 今のトイレの関係で質問だったのですが、1,800万円のトイレというのはどの程度のものなのですか。

**○事務局（仁宮みどりの推進課長）** 一番標準的な街区公園でよくある男性と女性に分かれているもので、女子トイレには一つのブースがあって、男子トイレは大と小のものがあるものです。もうちょっと大きな公園ですと、もう少し大き目のトイレとなろうかと思えます。

**○今井委員** そのぐらいで1,800万円ぐらいかかるものなのですか。

**○事務局（仁宮みどりの推進課長）** よりコストダウンできないかについて検討しているのですが、基礎も含め、地震などにも対応できるようなトイレといたしますと、そのぐらいかかってしまいます。

**○今井委員** やはり、公園のトイレは少しでもあったほうがいいのかと思っています。公園の状況によってどういったトイレにするかも考え、予算の配分を調整できるのであれば、そういう方法もあるのかなと思ったところです。

**○事務局（仁宮みどりの推進課長）** ありがとうございます。

**○愛甲会長** ほかにいかがでしょうか。

**○下村委員** トイレのお話が出てきたので、発言します。

私は、子育てサロンをやっています。今、子育てサロンはお部屋でやっているのですが、

昔は公園デビューといって、公園でやっていました。というのは、公園にはトイレがあるから人が集まる、子ども、乳幼児、親子が集まるということもあったのです。

今、お祭りなどもやっていますが、公園ではお神輿などもやっているのですね。公園があるからお神輿の休憩場にもなります。つまり、お神輿の会場や祭りの会場としてだけでなく、街区公園の大きなトイレがあるところが休憩場になって、そのような活用もさせていただいております。ですから、できたらおトイレはあったほうがいいかなと思います。管理費がかかるのはわかりますが、ぜひ残していただきたいと思います。

それから、前に戻ってしまうのですが、4ページの活動のところです。

みどりを「育む」から「守る」にさせていただき、非常によかったかなと思っております。「育む」と「つくる」がほぼ一緒の活動だったのですが、「守る」にさせていただいて、別々の言葉になって非常によかったかなと思っています。

例えば、「守る」では、生物の生息・生育空間の保全活動や人工林の間伐など、森林の保全管理という言葉を書かせていただいたおかげで、「つくる」と「守る」の差を感じますし、非常によかったかなと思います。

**○愛甲会長** トイレについては、今日、皆さんからご意見をいろいろいただきましたので、表現方法も含め、第19次で決めた方針を踏まえながら、表現を少し検討していただければと思います。

確かにおっしゃるように、ただ多い少ないだけではなく、子育て環境をつくるという意味でも重要な施設であるというご指摘だったと思いますので、それを踏まえた上での修正をお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

みどりの量については、今年度に調査をして、平成26年になっている今の数値に修正が加わるということです。

それから、都心部については、都心部の公共施設や民間施設の緑化について、去年の春に行ったみどりの基本計画のための市民アンケート調査の結果をもとに評価指標を立てるということです。これは最後の進行管理のところとも関係がありますが、これからは、アンケート調査を定期的にやり、公共施設の緑化が足りているか、民間施設の緑化が足りているかを市民に聞き、それを評価指標にしてはどうかというご提案がされています。

また、公園整備については、先ほどのトイレとも関係ありますが、都市公園を再整備するときの満足度調査の結果を調査項目として入れるということです。

そして、「ひと」のところでは、みどりづくりに参加した市民の割合とボランティア登録者数の調査を新規に調査項目として追加するということが挙がっていますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

**○愛甲会長** 今すぐにご意見がなければ、先に進めさせていただきます。

次は、14ページ以降になりますが、中間答申からの修正点、追加点についてご意見を伺



いたいと思います。

緑化重点地区を変更する、都心のみどりづくり方針をつくる、それから、公園の整備方針、施設数の適正化についてで、この点については、今、トイレについてご議論をいただきました。また、推進プログラムというのは名称の変更で、それから、進行管理のところについてですが、ここについてのご意見をお願いいたします。

それでは、私から一つよろしいでしょうか。

緑化重点地区について、先週の部会でも質問させていただいたのですが、今度のみどりの基本計画では、現行の緑化重点地区からかなり範囲を絞り込んで指定し、ほぼ3分の1程度になるわけです。今回、緑被率を具体的に計算していただき、20%と9%ということで、やはりかなり異なっておりますが、今回の緑化重点区域は、ほかの区域に比べると緑化の数値がかなり少ないということを示して説明していただいたのは非常によかったですし、なぜこの区域に絞るのかというのがわかりやすくなりました。

その一方で、この緑化重点地区は、前回のみどりの基本計画からも前の区域は定められていたので、この区域内で前計画期間と次の期間においてどういう変化があったのかを今回の変更する場所と外す場所で比較してみるといいのかなと思います。また、どのぐらい達成できて、こちらは20%にいているけれども、ここは9%しかありませんと。

たしか、第3次のみどりの基本計画の時点では、市街化区域全体で20%を下回っているような状況でしたね。しかし、他都市と比べて20%以上にしましょうということだったと思うのですが、それも踏まえた上で、今回、集約した区域で特に緑化を重点するのだというので、改めて設定し直すという説明があった方がよりわかりやすいのかなと思いましたが、この部分については追加をお願いできればと思います。

**○事務局（仁宮みどりの推進課長）** いただいたご意見を踏まえ、追加、修正したいと思います。

**○愛甲会長** ほかにはいかがでしょうか。

**○三上委員** この緑化重点地区の件は先週の部会でも説明をしていただき、それが資料3の2ページ目の話なのですが、そこもあわせて触れてよろしいですか。

今、会長からもあったように、緑被率を具体的に計算して示していただいて、新しく指定される緑化重点地区のエリアの中で特に緑被率が低いことを示していただいているのですが、指定予定面積の5,800ha余りの赤でくくった部分以外のところにも5%から10%未満のところがありますし、これはどこで線を引くかですが、10%以上15%未満のところもありますよね。

このことから、現行の計画の1万5,40haの中ではそれぞれのエリアの重点地区になっていたところも含まれているということで、現在の計画では残念ながらまだまだ十分に引き上げられなかったところがあるのかなと思いました。

ただ、例えば、北西にある手稲区のあたりのエリアなんかはかなり高くなっていて、ここはもともと手稲第一緑化重点地区や手稲第二緑化重点地区と指定されていたところで、

ここの変化はわかりませんが、そういうところでは緑化が進んでいるということです。

その上で申し上げたいことがあります。

今、都心と地域交流拠点と複合型高度利用市街地を合わせた範囲イコール緑化重点地区とし、都市計画のほうでのコンセプトをこちらにそのまま持つてくるという設定になっているのですが、これはもうちょっときめ細かに見ていただきたいといいますか、既存の緑化重点地区の中でもう少し手当てが必要なところをきめ細かに見ていくということが可能なのかというか、必要ないのだろうかというようなことを改めて示していただければと思います。

今回、最終的に答申にどういうふうに表現されるかまでは2ページ目の案では書かれていないわけですが、都心と地域交流拠点と複合型高度利用市街地の範囲を今回の計画では緑化重点地区とするのだというロジックなわけですね。しかし、今回追加していただいた緑被率がそこそこ低いところを重点にするというロジックなので、そこにギャップがあると思うのです。

先ほど申し上げたようなきめ細かな対応がいろいろな理由で難しいのだということであっても、その整合性をきちんととらないと、それぞれの地域にかかわっている方の理解がなかなか得られにくいということも起こるのかなと改めて思いました。

**○事務局（齋藤みどりの推進部長）** 今ご指摘を受けましたが、確かに、今回、緑化重点地区に指定しようと考えているところの外側では、一部にもうちょっと頑張らなければいけないのではないかなというところがあるのは我々も認識しているところです。

その上で、今後、札幌市でどういったことができるかを考えたときに、一つには、何とか土地を探し、公園を確保して、何とか整備していこうというこれまでと同じやり方があります。

そして、もう一つには、これがこれから一つの主流になっていくのかなと思っているのですが、拠点や都心などの民間再開発の中で生み出される公開空地です。そういった民間の土地を公園的に利用することで、公園と同等のものを確保していくという方法があります。

こういったことが大体の柱になっていくと考えたとき、当面、何ができるかを考えると、今、札幌市が再開発なりでそういったものをしきりに立ち上げようとしている今回の指定エリアが該当しまして、どちらかというところ、やれるところからアプローチしたのがこのエリアになるということです。

ただ、今ご指摘を受けたとおり、もうちょっと頑張らなければいけないのではないかなというところの検証についてはまだきっちりやっていないところもありますので、今日のご意見も踏まえながら、我々としても検討してみたいと思いますので、お時間をいただければと思います。

**○三上委員** ぜひよろしくをお願いします。

**○愛甲会長** ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

**○愛甲会長** ありがとうございます。

今回幾つか意見が出ましたので、整理いたします。

まず、イメージ図についてです。また、トイレについても意見をいただきました。それから、今の緑化重点地区のところは、恐らく、この説明だとわかりにくいということもあると思います。私が思ったのは、緑化重点地区になるのとならないのでは何が大きく違うのかがはっきりしていないということです。要は、少なくとも外れることとその枠の中に入っていることでどういう違いを生み出すのかが具体的にわからないと、これを変更することの影響がどうなるのかが市民の方にはわかりにくいということも今の三上委員のお話を聞いているとあるのかなと思いました。もう少し検討するということがあったので、検討していただくのにあわせて、説明の仕方も少し修正を加え、加筆などをしていただくといいのではないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

審議会は7月にもう一回あるのですが、みどりの基本計画の答申案については、庁内での調整をしていただいた上で10月の審議会で再度ご意見を伺います。そのときは、恐らく、分厚いほうの答申案そのものの中身を見ていただき、説明が足りないとかわかりにくいとかというご意見を伺うことになると思っておりますので、改めてよろしくお願ひいたします。

それでは、次の審議に入りたいと思うのですが、時間が経過しておりますので、10分ほど休憩をとります。

今、2時50分ぐらいですが、3時から再開させていただきます。

よろしくお願ひいたします。

[ 休 憩 ]

**○愛甲会長** では、少し早いですが、皆さんがお揃いなので、再開したいと思います。

続きましては、二つ目の議事の風致地区の種別変更についてです。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

**○事務局（桑島みどりの活用担当課長）** 私から議事2の風致地区の種別変更についてご説明いたします。

議事2の内容でございますが、まず、風致地区の制度について簡単に説明をさせていただいた後、東月寒向ヶ丘風致地区、天神山風致地区の二つの地区の種別変更についてご説明をさせていただきます。

なお、東月寒向ヶ丘風致地区の概要と風致地区制度につきましては、昨年11月に開催いたしました第82回緑の審議会で事前説明をした案件ですが、時間が経過しておりますので、改めまして風致地区制度からご説明をさせていただきます。

それでは、前方のスクリーンをご覧ください。

風致地区とは、都市計画法に基づき、都市の風致として良好な自然的環境を維持・保全

するため、自然的環境の骨格をなす山並み、丘陵、河川及び市街地に残る緑地を中心としたみどり豊かな環境を守り育てるために定めた地区でございます。

札幌市では、自然的環境の骨格となる山地や丘陵、都心部のみどり豊かなオープンスペースなど、地区の特徴を生かした一体的な風致を保全及び創出するために風致地区の指定を行い、現在、12地区、3,600haを指定しているところでございます。

濃い緑色の部分が風致地区に指定している地区です。今回、種別変更を予定しておりますのは、東月寒向ヶ丘風致地区の一部区域と天神山風致地区の一部区域でございます。

次に、風致地区の種別についてご説明いたします。

札幌市では、風致地区を札幌市緑の保全と創出に関する条例第27条に基づき、地区の現況、土地利用状況などを踏まえ、その地区ごとの特性に応じ、第一種から第四種までの四つの区分に種別化し、そのいずれかの種別に指定しております。

第一種風致地区は、樹林地、河川、丘陵などが重要な要素となって、特に優れた自然的環境を形成している地区です。特に重要な風致資源である核となる風致資源を指定しております。

第二種風致地区は、良好な自然的環境を形成し、かつ、第一種風致地区に隣接する地区としております。主に、第一種風致地区に隣接する傾斜地の宅地等が指定されております。

第三種風致地区は、第二種風致地区に準ずる良好な自然的環境を形成している地区で、第一種または第二種の風致地区に隣接する平地の宅地等が指定されております。

第四種風致地区は、都市的な土地の利用に配慮しつつ、風致の保全及び創出を図る地区としております。

風致地区内におきましては、スクリーンに示した行為などを行う場合は、市長の許可が必要となります。さらに、各種別に応じて、表に示しますように許可基準の数値を定めております。第一種が最も規制が厳しく、段階的に規制が緩くなっております。

それでは、今回種別変更を行います東月寒向ヶ丘風致地区についてご説明いたします。

スクリーンの空中写真をご覧ください。

赤色の枠で囲われた地区が東月寒向ヶ丘風致地区です。

地下鉄福住駅の北東部に位置し、西側に国道36号線、北側に白石・藻岩通、地区を縦断する形で北野通がございます。また、月寒川やラウネナイ川のほか、学校法人八紘学園が所有する農地や牧草地を中心としたみどり豊かな自然的環境を有した地域です。

昭和41年に風致地区に指定され、面積は約129haとなっております。特に重要な風致資源である核となる風致資源として、八紘学園の牧歌的風景や月寒川、ラウネナイ川とその河畔林などが挙げられます。

次に、東月寒向ヶ丘風致地区の種別指定をご説明いたします。

緑色が第一種風致地区で、八紘学園の農地、牧草地、月寒川、ラウネナイ川が指定されております。オレンジ色が第三種風致地区で、第一種風致地区に隣接する平地系の宅地が指定されており、青色が第四種風致地区で、国道36号線沿いが指定されております。

今回種別の変更を行う地区は、地区内の北側に位置する八紘学園の所有地で、第一種に指定された区域約5.8haが対象です。

こちらが変更予定地の空中写真でございます。赤色の枠で囲んだ部分が種別変更の予定地になります。当該地は、白石・藻岩通に面した土地で、西側に共進会場跡地で、札幌市が取得した土地と複合商業施設が建設中の土地があり、東側には中学校、白石・藻岩通を挟んで向かい側に商業施設がございます。

当該地は、これまで、八紘学園の牧草地や畑などの農業用地として利用され、第一種風致地区に指定されております。近年は、本市の雪堆積場として利用されており、現在は大部分が未利用の状態となっております。

これまでの経緯といたしましては、土地所有者より、この未利用地を地下鉄駅に近接した土地にふさわしい土地利用転換を図るため、医療系大学と病院、福祉施設の導入を計画している旨の話があったところでございます。

当該地は、風致地区のほか、地区計画が指定されており、建築物の用途の制限があることから、今回の新たな建築物の建設には地区計画を変更する必要がございます。これにつきましては、土地所有者から地区計画の変更案の提案があり、これを受けて、本市都市計画部において地区計画の変更について検討、変更案を作成し、6月4日に開催されました都市計画審議会にて審議した結果、出席委員全員の賛成により同意を得て、6月6日に地区計画の変更がされました。

これと並行して、風致地区の種別指定についても、土地所有者からみどりの推進部に指定の変更に関する協議依頼があり、種別指定の変更について検討してまいりましたが、地区計画の変更状況等に鑑み、種別変更が望ましいと判断し、種別の変更案を作成し、本日の緑の審議会へ諮ったところでございます。

次に、地区計画の変更内容について簡単にご説明いたします。

赤色の枠が地区計画の指定範囲でございます。大部分が緑色の文教A地区に指定されており、風致地区の種別変更を予定している区域もこの区域に含まれておりました。

文教A地区では、地区計画により建築物の用途の制限があり、大学、高等専門学校、専修学校、そのほか、これらに類するもの、畜舎以外は建てられないという規制がございました。しかし、このままでは新たに計画している病院等が建てられないことから、青色の枠で示す区域が文教・機能複合地区に変更されたところでございます。

当初の変更案として、1月に開催されました第102回都市計画審議会にて諮問した変更案は、スクリーンに示すとおりでございます。

建築物の用途の制限として、文教・機能複合地区においては、住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿などの住居系の建築物以外は建てられるという内容に変更しようとしておりました。しかしながら、この内容では商業施設の建設が可能ではないかとの意見や建てられる用途を現在の計画に沿ったものに限定した内容にすべきではないかという趣旨の意見があり、都市計画部で総合的に判断し、制限の見直しを行いました。

第102回都市計画審議会での意見を踏まえ、総合的に判断し、先週6月4日の第103回都市計画審議会を経て、決定した内容がスクリーンのとおりでございます。

文教A地区で建築可能である大学、高等専門学校、専修学校、畜舎に加え、病院や老人ホーム、福祉センター、調剤薬局など、今回の開発計画に沿った内容の建築物に限り建築可能という制限になりました。

また、スクリーンに示す項目は、地区計画で新たに定められた内容でございます。景観に配慮するため、白石・藻岩通の道路境界線から建築物との外壁等の面までの距離に最低限度を設け、高さ10m以下の建築物は、道路境界線から6m、高さ10mを超える建築物の場合は、30mを確保することとしております。さらに、隣接地との敷地境界からは6mの距離を確保することとしております。これは、風致地区の規制内容よりも厳しい内容でございます。

さらに、みどりを身近に感じられる憩いの場を創出するため、地区周辺の住民などが利用できる地区施設として、広場や広場へのアプローチとして歩道状空地を設けることとしております。

地区計画の計画図はスクリーンに示すとおりでございます。敷地境界から6mは建築物が建てられません。さらに、高さ1mを超える建築物は、白石・藻岩通から30mは後退距離を確保しなければならないことになりました。広場は黄色で示した区域で、白石・藻岩通沿いに設け、面積は約1,800㎡となっており、そこへのアプローチとして歩道状空地を設けることとしております。

今回の計画の完成予想図はご覧のとおりで、今回計画している施設を白石・藻岩通から見たものになります。敷地の西側に医療系大学、東側に病院と福祉施設を配置する予定です。

また、みどりを身近に感じられる憩いの場として広場を設け、白石・藻岩通からの景観に特に配慮し、後退距離を設け、既存の樹木を極力残しつつ、新たに樹木を植栽するなど、みどり豊かな風致の創出を図る計画としております。

このような地区計画の変更を踏まえまして、第一種風致地区に指定された区域約5.8haにつきまして、第一種から第三種へ変更したいと考えております。

種別変更案の図面はスクリーンのとおりとなっております。

変更の理由といたしましては、まず、土地所有者は、計画地を牧草地として利用する意向がなく、新たな土地利用を計画しており、この開発計画に基づき、地区計画の変更が提案され、都市計画審議会において地区計画の変更が認められたところでございます。

具体的には、新たに医療系大学や病院、福祉施設の導入を図ることで、医療と農業教育の連携を図り、幅広い教育環境の創出を目指しており、地域の新たな魅力の創出につながる計画であること、さらに、広場の創出や建物の後退距離を十分に設け、みどりを配置し、風致に配慮した計画であること、また、図でお示しいたしますが、第一種風致地区のまま現在の開発計画と同じ規模の建築物を建てようとしたしますと、高さ制限が10mと厳しく、

2階建て程度の建物しか建てられないことから、より多くの開発面積が必要となり、牧草地などの面積がさらに減少してしまいます。このため、風致地区をより多く保全するためには、開発面積をできる限り抑えることが重要であり、計画地を第一種から第三種風致地区へ変更し、高さ制限を緩和することで、風致を維持しながら土地利用を図ることが望ましいと考えております。

次に、風致地区の種別を変更する場合の手続についてですが、札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づき、風致地区の種別を指定する場合は、案を作成後、30日間の縦覧を経て、緑の審議会の意見を聞かなければならないとされております。本日の審議に先立ちまして、平成31年1月7日から2月5日までの30日間、案の公表、縦覧を行いました。ご意見はございませんでした。

東月寒向ヶ丘風致地区の説明は以上でございます。

次に、天神山風致地区の種別変更についてご説明をさせていただきます。

まず、天神山風致地区の概要についてです。

天神山風致地区は、豊平区平岸地区に位置し、国道453号線と平岸通に挟まれた地域で、東側には地下鉄南北線があり、南平岸駅から約700mの位置にございます。昭和14年に周辺区域も含めて指定されておりましたが、昭和41年の変更により、現在の区域になっておまして、面積は18.6haです。

天神山は標高84.9mの小丘陵であり、天神山緑地や天神山特別緑地保全地区に指定された相馬神社があり、付近住民の環境維持に資するとともに、縄文時代の埋蔵文化財包蔵地にもなっていることから、歴史的にも貴重な風致資源であります。

このほか、地区の南側には、澄川墓地、国道と天神山緑地の間に挟まれる形で元百景園跡地があり、みどり豊かな地区となっております。

次に、種別の指定状況をご説明いたします。

地図の緑色の部分が第一種風致地区の部分です。核となる風致資源として、天神山緑地と天神山特別緑地保全地区が指定されております。また、黄色の区域が第一種風致地区に隣接する傾斜地の宅地として第二種風致地区になっております。オレンジ色の区域は平地系の宅地として第三種風致地区に指定しております。今回種別を変更いたします区域は、赤色の枠で囲んだ第三種風致地区の区域の約0.47haです。

天神山緑地には、天神山アートスタジオなどがあり、文化活動の拠点になっているほか、市街地への展望もよく、藻岩山などの山並みも確認できます。また、今回種別変更を行う区域は赤色の枠で示した区域でございまして、北海道最古と言われる天神藤があり、これまでも開花期間には一般公開され、地域に親しまれております。

スクリーン上の図面が拡張区域の図面になります。国道に面した区域になっており、写真は国道453号線から拡張区域を撮影したものになります。これまでは私有地でありましたが、樹木が植栽され、みどり豊かな景観をつくっております。

通称天神藤の様子が写真のとおりでございます。平成27年から用地取得を行い、平成29

年度から工事に着手し、今年度に完了する予定でございます。

では、種別の変更案についてご説明いたします。

種別変更の予定地は、これまで宅地として第三種に指定されておりましたが、このたび天神山緑地として整備されたため、天神山風致地区の種別指定の考えに基づき、第一種に変更したいと考えております。

変更案の拡大図はスクリーンのとおりとなっております。

札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づく変更手続につきましてはスクリーンのとおりでございます。本件につきまして、4月15日から5月14日までの30日間、変更案の公表、縦覧を行いました。意見はございませんでした。

本日の審議会でご意見をお聞きした後、先ほどご説明いたしました東月寒向ヶ丘風致地区とあわせて、変更の決定、告示を行いたいと考えております。

以上で議事（2）の説明を終わらせていただきます。

**○愛甲会長** 2件の風致地区の種別変更についてです。

東月寒向ヶ丘風致地区については、昨年の11月に事前の説明を一度受けておりまして、都市計画審議会でも地区計画の審議について、その決定が行われたということで、今回改めてこの審議会に審議が要されたものです。また、天神山風致地区については天神山緑地の拡張に伴う部分を第一種風致地区に変更するという案になっております。

まず、東月寒向ヶ丘風致地区の種別変更についてご質問やご意見などがありましたら伺いたいと思いますので、お願いいたします。

**○吉田委員** 質問と意見ですが、別に反対ではありません。

スライドの21ページとA3判の配付資料の2ページ目の変更理由のところです。

説明から、建物高さの10mと15mの違いによって、このほうがいいのだということは理由としてはわかります。しかし、第一種から第三種にすることによってより多くのみどりが守られると書いてしまうのはまずいと思うのです。だったら、第一種の高さを15mに変えるのが基本だと思うのです。

ですから、そうではなく、この地域においてはこれが適切であると書くべきです。第一種から第三種にするからより多くの緑地が守れますと書いてしまうと、そもそもの議論としておかしくなると思うので、それはまずいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

**○事務局（桑島みどりの活用担当課長）** 現況について、先ほど写真もご覧になっていただきましたが、雪堆積場に使われていたということもあり、現在、牧草地として使われておりません。

一方、今回、第一種から第三種にしたいと考えているのですが、現在、開発者の方と協議をさせていただいたところ、第三種に下げることによって緑化率は30%以上に下がるわけなのですが、既存の樹木を極力生かしながら、なおかつ、新たな樹木も植え、40%以上を確保していただけることになっておりまして、何とか今以上の風致に合わせたようなみどりを



確保したいと考えているところです。

**○吉田委員** その件に関してはそのとおりだと思うので、問題はないのですが、第三種に変更することで開発面積を最小限に抑えることができると書いてしまうのがまずいということなのです。

本地域については、先ほどおっしゃっていたとおり、使っていない牧草地である以上、開発なり利用することは望ましいと思われまますので、この場所においては適切な変更として第一種から第三種にすることが効果的であると書くべきだと思います。

これがオーケーだとなったら、みんな第一種から第三種に変えたほうがいいのではないかとなくなってしまい、高いビルをつくったほうが守れるよねとなくなってしまうのはまずいと思うので、本案件に関してはこの変更が効果的だと書くべきだという意見です。

**○事務局（桑島みどりの活用担当課長）** わかりました。表現については修正させていただきたいと思います。

**○愛甲会長** 予定されている建物の容積でおさめるときに第三種にしたほうが高さを上げられ、面積が抑えられるということですので、その辺は表現を適切にしていただければと思います。

**○吉田委員** そのことはよくわかっているつもりです。ただ、この表現ですと、第一種のところの10mを変えた方が効果的ではないかとどうしてもとれてしまうのですが、そうではないのだということを確認にしたほうがいいのではないかなということなのです。

**○事務局（桑島みどりの活用担当課長）** わかりました。

**○愛甲会長** では、そのようにお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

**○異委員** この種別変更してもよいという大きなポイントというのは、牧草地としても使用しておらず、雪堆積場になっていたからということなのではないでしょうか。

**○事務局（桑島みどりの活用担当課長）** 一番大きな理由は、やはり、まちづくりという観点で、地区計画の変更があったということです。

今回、所有者の提案事業ということで、都市計画部でこの案を検討し、まちづくり戦略ビジョンや都市マスタープランにも合致しているということで、今回、計画が変更になったわけなのです。

さらに、国交省で出しております運用方針でも、まちづくりに沿った形の大きな変更があった場合は、風致地区についても変更することが妥当であるというものが出されておまして、そういったことが一番大きな理由です。

**○異委員** 地区計画ありきというように聞こえました。

11月に説明を一回受けているようなのですが、私は全然覚えていません。私は都市計画審議会にも参加してしまっていて、第102回都市計画審議会において、この変更が一度提案されたのですが、なし崩し的に商業施設が建つことを皆さんは不安がられ、賛成がなされなかった経緯があるのですね。また、そのとき、みどりの審議会では風致地区が一気に2段階

下がるような変更をどう思ったのか、緑の審議会は何をやっているのだという感じだったのでですね。私はこちらにも参加していたわけですが、全く覚えていませんでしたし、あれっ、みんなで話し合ったっけとなりました。

私たちは、みどりを守るはずなのに、そこはスルーしていったような雰囲気があったのかもしれませんが、両方を一緒に進めていくのであれば、両方の意見をちゃんと取り入れて進めていった方がいいのではないかという話にもなったのです。

それで、先週、審議会があって、すごく限定的な建物を建てるということなら大丈夫ではないかということで、都市計画審議会では通ったのですが、それが通ったのでということではなく、やはり、私たちはみどりを守る方向で審議をしていくべきなので、ありきのようで審議をするのはどうかと思います。

また、例えば、利用しない土地だから建物を建てましょうみたいなことがオーケーなのかなとも捉えられるような気がして、その辺はどうなのかをお聞きします。

**○事務局（桑島みどりの活用担当課長）** まず、地区計画の変更案と今回の風致地区の種別変更については並行して協議をしてきてございます。ただ、地区計画が変更されない場合は、今回、私どもの風致地区の種別変更の前提となる開発そのものが成立しませんので、都市計画審議会での変更案が同意されたということで、緑の審議会でその後に意見を聞くこととなったところだと判断させていただいております。

**○事務局（齋藤みどりの推進部長）** 補足説明をさせていただきます。

確かに、結果としては、まちづくり、都市計画、土地利用の観点からアプローチして、今回、みどりでも許容したみたいな感じになってはいますが、我々も風致地区という視点からどうあるべきかということは議論をしています。

それは何かといいますと、第一種であっても、例えば、緑地を沢山とろうとか、高さを抑えようということであれば開発は許容される地区であると考えたとき、可能な限り今ある牧草地を残すとしたらどういう方法がいいのかということ。他の種別にすれば、牧草地に対してあまり悪影響を与えないような開発になるのかということも考えまして、第三種であれば、既存の第一種の牧草地と調和した開発に持っていけるだろうということで今回の判断になったとご理解いただければと思います。

また、開発者もその点はかなり理解していただいています、お手元のスライドの10ページにパースがあるのですが、このパースの絵の向こう側が共進会場のあった場所で、左側が牧草地の第一種で残すところになります。この第一種側が建物の角が来るのですが、その角に近いところの建物の階数が3階になってはいて、強い道路の向ヶ丘通は4階なのですが、第一種の方では高さを低くし、景観にも配慮をしてもらっています。それから、土地の境界にも緑地を配置するなど、それなりの配慮もしていただいております。

さらに、開発の内容そのものも、我々としては許容する中でベストなのではないかという判断をした上で、今回の対応をしているわけでございます。

**○愛甲会長** 異委員、今の説明でよろしいですか。

○異委員 わかりました。よりみどりに気をつけてという一言をぜひお願いします。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

○竹澤委員 質問ですが、ここの所有者は八紘学園ですよね。建てる場所は八紘学園になるのですか。

○事務局（桑島みどりの活用担当課長） 建設者はまた別の者になりまして、底地自体は八紘学園がずっとお持ちになると伺っております。借地という形で事業者が借りることになっておりまして、事業者はつしまグループだと伺っております。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○愛甲会長 では、次に、天神山風致地区の種別変更についてご質問やご意見などがあればお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○愛甲会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの二つの風致地区の変更についてですが、東月寒向ヶ丘風致地区についてはご意見、ご質問、ご要望がありました。種別変更の理由について、開発面積を最小限に抑えることができるというあたり、それから、それとももちろん関係あるところですが、緑の審議会としては、緑地をより継続的にといいますか、風致地区を外れるわけではなく、第三種なわけですから、その範囲内で最大限努力していただき、緑地の全体の風致に影響を与えないような開発をしていただくというようなことを踏まえるべきだということご意見だったと思います。竹澤委員も、そういう意味で、多分、所有のことを聞かれたのではないかと私は思いましたが、そういうご意見を踏まえていただければと思います。

それでは、これについては承認するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○愛甲会長 それでは、今あったご意見を踏まえ、提案いただきました種別変更については本審議会において承認することにいたしたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、これで本日の議事は終了しましたが、全体を通してご質問やご意見などがありましたらお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○愛甲会長 それでは、これで今期の審議会は終わりとなります。

冒頭に説明がありましたように、小泉副会長と三上委員についてはこの6月で任期が満了されるということです。これまでご協力をどうもありがとうございました。

また、ほかの委員の皆さんについては、7月に別の案件があつて審議会を一度開くこととなりますが、みどりの基本計画について10月の審議会での引き続きのご審議をよろしくお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

### 3. 閉 会

○事務局（仁宮みどりの推進課長） 本日は、長時間にわたり、ご審議をありがとうございました。

今、会長からありましたとおり、次回は、第21次の1回目の審議会になります。

日程は調整させていただきまして、7月31日水曜日の15時ごろから、1時間から1時間半程度になろうかと思いますが、開催を予定させていただいております。詳細が決まりましたら、事務局から正式なご案内を差し上げたいと思います。

以上をもちまして、第84回録の審議会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上